近代日本の職親的里親の再評価

尾形良子

北翔大学『人間福祉研究』 第16号 2013年

近代日本の職親的里親の再評価

尾 形 良 子*

要 旨

本稿は農業等自営業で若年労働者の育成と 使用のため児童を預かる「職親的里親」が戦 後肯定的評価がなされなかった点に着目し、 就労を前提とした安定的生活を実現するとい う人生の大きな課題を達成していく上での職 親的里親の意義を見出すことを目的としてい る。

戦前の日本の里親は制度規定されたものではなく、「慣習」として継続されてきた里親と児童施設の行う里親事業であった。慣習の中の職親的里親は「シッケ約束」と呼ばれるもので、実子の次男や三男と同様に育てられていた。児童施設においても劣悪な環境下で使役させられることがないよう、事前・事後の巡回を行い、児童の保護に努めていたことが明らかとなった。

このことにより、すべての事例が肯定的に 語られるわけではないが、児童の利益にかなっ た実践が十分に含まれており職親的里親の肯 定的側面を評価することが可能であること、 また現代に通じる年長児童を対象とした取り 組みに示唆を与えるといえる。

1. 問題意識および論文の目的

里親制度、他者に児童を養育させる習慣は

日本においてかねてから存在していた。その 中で農業や漁業などをはじめとした自営業等 で、若年労働者の育成と使用を主たる目的と して児童を預かる仕組み(以下、職親的里親 とする)が存在していた。しかし、里親とし て養育を目的とした私的な関係を締結したに もかかわらず、実際には金銭目的の例があっ たこと、過酷な労働を強いられた例があるこ と、さらに里親に預けられた児童が殺害され た事件の報道の反響もあり、職親的里親だけ ではなく里親一般に良い印象がもたれていな かったようである。戦後、高度経済成長を経 て第一次産業、特に農業従事者が減少し、そ の影響により農業領域での職親的里親の申請 が減ったことは、本来的里親制度の展開にとっ ては良いことだったと評価されてもいる。

諸外国の例を参照すると、里親は当初から 児童の保護を目的としていたのではなく、児 童労働の担い手の確保を目的とするものだっ た。自らのところで使役させる労働者として、 または賃金を稼いでくる人員として児童を預 かっていた。こうした実態への批判が起こっ たことから、児童を労働させることを期待し て預ける行為の不適切さが認識され、保護的 な里親制度が成立していくという経過をたど る。

つまり近代の職親的里親は現在の価値から

キーワード:職親的里親、里親、年長児童、自立支援

^{*}人間福祉学部地域福祉学科

照らせば前近代的な過去の遺物という扱いをされ、否定的な評価が定まっているといっても過言ではない。無論、過酷な使役を課された児童の悲惨な実態は存在しており、こうした事態への予防的な施策が必要であるのは論を待たない。しかし、現在の社会福祉の「児童」を例にとると0歳から17歳までを指しており、義務教育終了後の年長児童が第一次産業をはじめとした産業の従事者になる可能性がないとはいえず、また違法でもない。職親的里親について「児童は働くべきではない」という一般的な規範内の否定的な見方に拠るならば、特に年長児童を対象とする実践の効果を矮小化する一面的な評価だともいえる。

家族には児童の養育機能があり、その中には一人の社会人として定位家族を離れて成熟することを支援し、社会人となるための自立を促していく要素を含むと考えられる。職人や漁業を生業とする家庭を想定すると、養育と職業養成という要素が家族の営みに自然に織り込まれている。実際に引きこもりの児童や成人、非行少年などをともに生活させ、生活する力や社会人となるための職業養成や支援を行っている実践の例「をあげるまでもなく、現代でも有効な実践のあり方の一つであろう。

本稿は以上のような問題意識の下で取り組む研究の一部である。まず日本における慣習としての里親や施設における里親紹介など近代日本の里親のあり方、および職親的里親と想定される、労働を含めた養育を行っていた里親の特徴的なあり方を概観する。その中で年長児童を対象とする職親的里親の意義を過去の実践に見出すことを課題とする。

2. 職親的里親の歴史

日本において制度的な里親・里子が開始されたのは、昭和23年10月4日厚生省都道府県知事宛厚生次官通知「里親等家庭養育の運営に関して」およびその別紙である「家庭養育運営要綱」を発出し、児童福祉法によって創設された里親制度の運用基準を定めたことによる。つまり戦前には国家的な里親養育に関する法制度はなかったことになる。

児童福祉に関わる戦前の展開では、児童の 貧困を中心に社会問題として認識される以前 である「児童救済」と、経済的貧困を国家責 任として対応する「児童保護」の段階がある²。

児童保護行政が成立する以前に実施されていた里親制度は①慣習、習慣としての里親・里子(名称はさまざまである)、②児童施設による独自の取り組みとしての「院外委託」「里親預」「家庭養育」などと呼ばれていた里親・里子のあり方の二種類に分類できる。

その後、概ね大正期に成立してくる「児童 保護」段階に地方行政レベルでの規定が整備 されてくる。大正年間から昭和初期に掛けて 児童保護に関わる議論が回数を重ねているも のの、結果としてはいずれも法制化すること はなかった。

本稿では職親的里親が話題の中心であるため、文献で「里子」と記述されているものも特筆すべきものでない限り「里親」とする。しかし、慣習の中では、いくつかの異なる里親のあり方が見受けられるため、慣習としての里親の項に限り、里親と想定される呼称そのものを使用する場合がある。

(1) 他者に児童の養育を期待する社会的背景

近代(明治)以前の養護問題とその対策と は、まず生産力に限界のあった江戸時代には、 飢饉などの大規模災害が起きた際に堕胎・間 引き・捨て子が絶えなかったため、各藩や地 域において救済を実施していたようである。 また江戸期にいう「捨て子」とは子殺しであ る堕胎や間引きとは異なり、養育料を目当て とする人や家の存続を願うものに養育を託す ことであった。血縁ではない子どもを養子と して貰い受け、労働力として児童を求めてい る状況が存在した。こうした養子たちは他家 に引き取られた生活も必ずしも平穏でなかっ たとされている。しかし地域での捨て子救済 のシステムの存在は確認されている。江戸 期の「捨て子」は養子または職親的里親に里 子として養育されていたことになる。

明治初年、政府は堕胎・間引き・捨て子に 対する取締りと保護を開始する。これは幕末 からの各県(藩)による堕胎禁止政策を引き 継いだものである。その後、1873 (明治6) 年に「棄児養育米給与方」を整備し、15歳未 満の「棄児」に対して国家による扶養をする という体裁を取った。同年に法的に整備され た戸籍には「棄児」と明記することになった。 その後1874 (明治7) 年に生活困窮者を対象 とした国家的救済制度として「恤救規則」が 成立した。この制度は「人民相互の情誼」を 原則とし、担当部署の明記もなく申請も難し く、実際の救済数も極めて少なかったもので ある。貧困児童はその対象とされており、「13 歳以下の者」かつ「孤立無援」の子どもに限っ ていた。

日本は明治30年代に本格的な近代産業の発展期を迎え、国力を強化する過程で貧困層を

生み出していった。その後の明治末期から大 正に掛けて、近代的な貧困問題が深刻化して 本格的な国家的施策を必要とし、社会事業が 成立することになる。

都市の貧困層は土地を失って都市へ流入していくが、安定的な就労はかなわず雑業者や失業者となった。日雇い、人力車夫、くずひろい、芸人など不安定な日収のため、子どもにとって劣悪な養育環境であった。その中から孤児や棄児、非行少年等の問題が生起し、国家的対策を必要とした。

大正期に慈善団体が展開した救護法制定運動の影響もあり、救護法は1929(昭和4)年に成立し、3年後から施行された。戦後の生活保護と異なり、扶助は権利ではなく国家の義務とする立場ではあったものの、扶助を受ける人数も10倍となった。また育児施設も救護法の対象となり、施設設備や生活費が一部支給となり、施設における児童保護事業は制度化された5。

(2) 里親の歴史的発展

日本の里親の起源は諸説あるが、概ね奈良 時代からの実践⁶が紹介されている。本稿で は近代、明治期以降の歴史的展開を中心に取 り扱う予定であるが、里親慣習として有名な 京都の事例が平安時代のものであるため以下 に紹介したい。

平安時代中期頃からは貴族の間で子女を村里に預ける風習が広がった。もともと里子とは「村里に預けた子」を意味する言葉であり、後一条天皇の時代(1016~1036)に四条大納言藤原公任が息女を洛北岩倉村に預けたことが始まりとされている。岩倉村は京都御所から北に4~7kmのところにあり、古くから皇

族など身分の高い者になじみ深いところであった。子どもの実母などの縁者が来訪すれば、 里母たちは野良仕事を中断して家に戻り、子 どもの近況を詳しく伝えたという。里父母は わが子同然に愛情深く里子を養育し、里子を 預かる者は里親と呼ばれるようになった。そ して武家や商家、農村などあらゆる階層に広 まっていったとされる⁷。

その後武家は家臣の家や知行所の百姓など に里子を出し、町屋では近郊の村々に預け、 手習いをする頃に実家に引き取る。子どもが 健康を保ち、軟弱にならいような養育の習慣 である。また一方で乳児に与える初乳を母親 ではなく近隣の健康で幸せな女性に頼み、終 生の親子づきあいをするという、生児の健康 のための呪術的な仮親(義理の親)の習慣も あったという。

里親慣習は他家に自分の子育てを頼むことであり、その里子・里親の関係は生涯続くという共通項が見える。里親の心情として真に愛情にあふれていたのか否かについては定かではないが、児童のために保護者が取り決めた慣習であった。こうした慣習の中では基本的に養育料は発生せず、無料か極めて低額のものだったという。身分の高い人から子を預かるのは名誉であって、里子が成長して里親のところに訪問することを里親側は有り難く受けとめるという状況だった。

しかし洛北でも、大正時代には北陸や関東 からも私生児等の特別な事情の里子を預かる ようになり、高額な保育料が発生したと考え られている。つまり、当初は金銭が里親慣習 の動機ではなかった⁸と説明されている。

(3) 職親的里親の起源と想定される「シツケ 約束」の意義

本稿で検討する「職親的里親」という名称は法律に規定されているものではない。一定の養育と職業に従事させて職業養成を行うことが含まれる里親のあり方の一つを意味している。

里親研究の中ではさまざまな児童を養う類型が見受けられるが、その中で職親的里親に近いと想定されるのは、「シツケ約束」といわれるものであった。将来一人前にすることを約定して10歳前後の子どもを養育し、相当の年齢まで働くことを含んでいた。しかし給金はなく、次男、三男が独立するまで親元で働くのと同様に扱われ、大して差別をされていない。この約束は相識の親の間で結ばれ、不運の親類・類辺や子方筋の子女が多かったという。養育のかわりに労力を期待されたが、成人の身の振り方に養家が責任をもってあたるものだった。

なお、シッケ約束と類似しており、里親に 否定的なイメージを付与してきたと指摘があ るのは、「貰い子」と呼ばれるあり方であっ たようだ。戦後の児童福祉への啓発活動の中 で実際とは異なる描き方をした映画の影響等 もあり、一般的には悪行のように捉えられて いるが、実際には貰い子の中にも結婚後は独 立させるものものあり、一概に労働搾取であっ たともいえない。。

この職親的里親と想定できる「シッケ約束」は児童が決定権を持っていなかったとはいえ、 児童は結果として就労し仕事のスキルを身に つけている。養育のかわりに労力を期待され たとしても、その後の身の振り方に養家が責 任をもってあたるシステムであるため児童の 成熟を支援し、結果として児童の利益になっていると考えられる。

(4) 児童施設による院外委託・里親預・家庭 養育

明治期には慈善事業による育児施設が次々と創設された。当初は放置できない子どもの養育を私宅で引き受け、その後に多数の児童を預かって建物を設置していくという経緯で創設されることが多い。その経営は苦しく、農業による自給自足を行っている施設も多かったようである。

1873 (明治 6) 年横浜慈仁堂、長崎の浦上 養育院1875 (明治 8) 年などのカトリック系 の施設、プロテスタント系の石井十次による 岡山孤児院1887 (明治20) 年、また東京の福 田会育児院1879 (明治12) 年、長野の大勧進 養育院1883 (明治16) 年などの仏教系施設、 さらに各府県レベルで設置された大分の日田 養育院1869 (明治 2) 年、東京養育院1872 (明治 5) 年などがある。このような棄児や 孤児のための施設は明治期を通じて約100箇 所は設立されているといわれている。

その後、施設での養育の中から里親事業を始めた育児施設が現れている。岡山孤児院を例に取ると、その設立者である石井は創設以来孤児教育に試行錯誤し、明治後期にイギリスのバーナード・ホームを参考にして、子ども15人に1人の保母を配置する家族(小舎)制を実施した。また乳幼児を農家に養育委託する里親事業を開始している。

このように戦前の児童施設では家庭養護を 意図して次第に里親事業を作りあげ、職親的 里親と目される農家などに児童を養育させて いる実例が散見されている。

(5) 児童保護行政における規定創設の努力

①徳島県、福井県、愛知県の「里子及貰子に 関する規定 |

日本では国家的に統一された里親規定は戦後まで創設されなかった。しかし児童保護行政の中で問題と対処を協議し努力をしていたこと、それにもかかわらず成立しなかった背景を概観しておきたい。

後に構想される養児保護規定の前身と位置付けられる徳島県、福井県、愛知県の「里子及貰子に関する規定」では、報酬を得て幼児を養う者の届け出を定めた点で共通しているが、詳細ではそれぞれ異なっていた。福井県では1893(明治26)年12月16日に規定を制定し、上記3県中では最も制定が早かった。里親制度において、必ずしも報酬のからむものだけを想定していたわけではないこと、そして親元の直接交渉の悪影響を懸念していることが分かる。また「幼児保護」の目的により、実父母が養育主を警察に届け出る条項を含めていることは、里親慣習がその後の児童保護に発展する連続性を持つ可能性があったと指摘されている。

その後、内務省関係者と育児院長をはじめとした児童施設職員によって「第一回育児事業協議会」が開催され、育児の方法から施設運営、退院後の保護など幅広い案件が協議されている。その中で家庭委託に関わるものとして、「第五 退院者ニ関する事項」「第六委託児童及徒弟委託二関する事項」が協議されている。ここで言う「徒弟」とは内務省社会局の『本邦社会事業概要』(1922)の中で「父母其親族に引取らせ能はざるものは、多くは義務教育終了後職業又は家事見習いの為め適当なる家庭にその養育を委託し独立を図

る | ことに相当するとされている。

徒弟委託の子どもの年齢は13~14歳であった。一般的に施設の児童は容易に徒弟にできると思われて申込者も多かったようである。しかし子どもの安全を守るために、その家庭を十分に調べ具体的な契約書を取っておかなければならない、徒弟委託の際に育児院の子どもとしてでなく経営者の氏名で預ける方が児童の利益になるのではないか等の議論がなされていた。

このように未だ統一した育児施設や育児保護の方法が示されていない段階でも、各施設が児童の安全を守るために協議していた事実がある。委託前の家庭調査と委託後の見回りを実施することは、養子縁組、里子家庭委託、そして職親的里親に近い存在だったと思われる徒弟ともに共通して実施されていた。

②内務省提案「養児保護」案法制化の挫折

養児保護について家庭委託を中心として実 施するためにまとめられた「養児保護」案は、 政府の一隅より相当強い反対意見が現れ、結 局諮問に付するまでに至らなかった。その反 対理由は①一律の届け出制を導入すると、富 豪や貴族等の隠し子である場合の多い貰い子 (私生児)の存在が、例えば貰い子殺し等の 不祥事件の発生の際に発覚し、特権階級の威 信を失い風教上にも悪影響を及ぼす懸念があ ること、②「母ならぬ人の手に育てられる子 供の不幸」というコンテキストに社会の認識 が取り込まれ、子どもを手放しそうな母親へ の救護を実施することにより母子ともに保護 する母子保護法への制定に収斂していく方向 が出てきたこと、そして③養児の減少の3つ であったとされる。

1931 (昭和6) 年に社会局が報酬をもって

する14歳未満の養児についての全国調査を行った。その結果は男2,574人、女2,666人、合計5,240人であった。このうち養育者の職業については農家が最も多く1,154名で職工労働者は1,111名だった。その後、さらに児童数が減少し、養児保護が中心的話題ではなくなったとされる10。

4. 結 論

日本の慣習としてなされていた里親のうち職親的里親と想定できる「シツケ約束」は、養育のかわりに労力を期待されたとしても、その後の身の振り方まで考えられている。多くは相識の親同士の間でかわされる児童のよりよい成長を願った里親・里子のあり方であり、職親的里親とされる「シツケ約束」においても成長後の就労まで責任をもって養育するという極めて健全な慣習であった。

また施設における養育においても、統一した育児施設や育児保護の方法が示されていない段階でさえ、各施設が児童の安全を守るために協議し、委託前の家庭調査と委託後の見回りを養子縁組、里子家庭委託、そして職親的里親に近い存在だったと思われる徒弟ともに共通して実施していた。限定的なものであったかもしれないが、児童の保護への配慮は一定程度なされていたと思われる。

以上のことから人間にとって重要な就労という困難な課題に対処するための一つの選択 肢として、養育と成長支援、そして就労のためのスキルを訓練することが含まれている職 親的里親制度の肯定的な側面を指摘すること ができた。

また、あまり肯定的に評価されてこなかっ た職親的里親への否定的な言説は、実際には 里子ではなく「貰い子」への一部の労働搾取 的なあり方を強調した事実もあることが分かっ た。このように職親的里親には否定的な側面 がなかったとはいえないまでも、職親的里親 の養育のあり方は年長児を対象とした、十分 に効果が期待できる自立支援の選択肢である。

5. 残された課題

本稿は問題提起的な位置づけの研究であり、 戦前・戦後を通した職親的里親の詳細な実態 の把握やデータ分析をする以前の段階である。 今後は時代区分ごとに、一定の地域に限った 第1次資料の発掘が望ましい。中でも慣習と して、また施設における養育としても、先行 研究のある岡山孤児院や福田養育院以外の事 例の分析を予定している。また、現代的意義 の証左となりうるであろう現在の実践も視察 等を行い、活動の分析も行うことが必要とな る。また、諸外国の例との比較も有益だと考 えられる。これらが今後取り組むべき課題で ある。

注

1 北海道余市市にある、ひきこもり、ニート、不登校などの若者支援をしているビバハウスの取り組みが一つの参考例となるであろう。支援方法としては合宿形式による集団生活であり、スタッフは常勤 4 名、非常勤 1 名となっている。NPO 法人余市教育福祉村ビバの会・ビバハウス代表者の安達俊子は元教員であり、福祉施設というよりは指導も重要視している。農作業をしている意義として「コミュニケーションをとる練習に、農作業は最適なんです。『道具を取って』『まっすぐに耕されてないぞ』

など、会話のきっかけになることが多い作業ですから」と語っている。ここで指導に当たっている森康彦はかつて「ビバハウス」の利用者でもあったが、現在は社会福祉士の資格を取り正規スタッフとして働いている。「全国20団体の活動事例」より http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/yorisoi/html/3_01.html

- 2 田澤あけみ (2006) 「児童福祉の歴史と 児童政策」『新児童福祉論―保護型から自 立・参加型児童福祉へ』法律文化社32.
- 3 尾島豊 (2011) 「施設養護の歴史」 『施設 養護実践とその内容』 福村出版49.
- 4 同上 50.
- 5 同上 50-53.
- 6 日本の里親の起源は諸説ある。奈良時代には、雄略天皇に仕えていた少子部栖軽(ちいさこべのすがる)の『日本書紀』『新撰姓氏録』にみられる創氏説話だという説がある。462年に雄略天皇が皇后みずから養蚕をすることで、養蚕振興を図った。そこで側近だった栖軽に命じて国中から蚕(こ)を集めるよう指示をすると栖軽は勘違いし、幼い子どもたちを連れて来て献上した。天皇はこれを許し、子どもたちを育てるよう栖軽に申し渡した。あわせて少子部連(ちいさこべのむらじ)の姓を与えたというものである。

また聖徳太子が593(推古天皇元)年に 建立したとされる四天王寺は「四箇院の制」 を取った。四箇院とは心のケアと仏法修行 道場としての「敬田院」、薬草を栽培し病 者に施す「施薬院」、寄る辺のない病人の 看病を行った「療病院」、身寄りのない者 や年老いた者を収容する「非田院」の4つ

であった。特に非田院は身寄りのない子ど もの早期の養育の場として機能しており、 我が国最初の児童福祉施設だともいわれる。 後に光明皇后による法華寺悲田院、時代は 下るが鎌倉時代の忍性による極楽寺悲田院 などでも都に集まる貧しい子どもや親に捨 てられた子の保護を行い、里子もいたとさ れている。奈良時代には女官であった和気 の清麻呂の姉の和気の広虫が15歳葛木戸主 の妻となり、それまで医療を与えて養育を 担ってきた京中の孤児のうち成人した男9 人、女1人を養子とした。その後尼となっ た広虫は庶民の間で飢えと疫病が広がり捨 て子が続出した際に、83人の児童を自分の 養子として養育し救済した。そのため里親 の始祖として評される場合もある。

鈴木 力 (2011)「里親養育の歴史的な流れ」『里親養育と里親ソーシャルワーク』 福村出版30-31.

- 7 同上
- 8 坂井摂子 (2009)「近代日本の里親慣習」 新潟大学『現代社会文化研究』(44).
- 9 同上
- 10 姜恩和 (2010)「子どもの保護という側面からみた慣習の再考―「養児保護」に着目して―」『社会福祉学』50(4)日本社会福祉学会.

参考文献

- 池田敬正(1986)『日本社会福祉史』法律文化社.
- 和泉広恵(2011)「里親養育における子どもの自立支援と委託解除後の課題」『里親養育と里親ソーシャルワーク』福村出版.
- 荻山正浩 (2008) 「戦前日本の児童労働と労

- 働供給─紡績女工の年齢、賃金、需給状況 ──|『千葉大学経済研究』第23巻第3号.
- 貴田美鈴(2009)「里親に関する研究の展望と課題―1998年~2008年までの国内文献から―」『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』第12号.
- 貴田美鈴(2010)「児童福祉法成立期の里親 委託の位置づけ」『岡崎女子短期大学研究 紀要』(44).

京都府社会課編(1998)「洛北名物里子の 話」『日本<子どもの歴史>叢書28岡山孤 児院 濃飛育児院洛北名物里子の話』久山 社.

- 小松隆二 (1989)「イギリスの里子問題」『イギリスの児童福祉』慶應通信.
- 志賀淑子 (1998) 「児童労働撲滅をめざす国際戦略―新 ILO 条約草案をめぐってー」 『聖徳大学研究紀要人文学部』第9号.
- 庄司順一(2003)「里親養育において出会う問題」『フォスターケアー里親教育と里親養育』明石書店.
- 高口明久(1993)『養護施設入園児童の教育 と進路』多賀出版.
- 田澤あけみ(2006)「先行研究について」『20世紀児童福祉の展開―イギリス児童虐待防止の動向から探る』ドメス出版.
- 細井勇(2009)「岡山孤児院の里預児事業に ついて」『石井十次と岡山孤児院』ミネル ヴァ書房.
- 松本武子 (1991) 『里親制度の実証的研究』 建帛社.
- 宮島清 (2006)「里親委託・養子縁組の歴史・現状・これからー「子どものための家庭養護」を構築するためにー」社会事業大学社会事業研究所年報(42)。

- 三吉明(1969)「民間慈善事業」『北海道社会事業史研究』敬文堂.
- 本山美八郎 (2003)「里親制度の改正と課題」 『宝仙学園短期大学研究紀要』(28).
- 湯沢雍彦 (2004)『里親制度の国際比較』ミ ネルヴァ書房.
- 吉田菜穂子 (2011) 『里子事業の歴史的研究-福岡県里親会活動資料の分析-』大空社.